（前のページより続き）

〔公　告〕

諸事項
官庁
基本測量関係事項関係
裁判所
破産、免責、再生関係
特殊法人等
独立行政法人産業技術総合研究所特定計量器型式承認、独立行政法人都市再生機構、西日本高速道路株式会社料金の額及び徴収期間の変更、本州四国連絡高速道路株式会社平成二十二事業年度決算等、社会保険労務士名簿登録・登録の抹消・紛争解決手続代理業務の付記関係
地方公共団体
教育職員免許状失効、行旅死亡人関係
会社その他
会社決算公告

省　令

○財務省令第四十三号

外国為替令（昭和五十五年政令第二百六十号）第十一条の五第一項の規定に基づき、外国為替に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年六月三十日

財務大臣　野田　佳彦

外国為替に関する省令の一部を改正する省令

外国為替に関する省令（昭和五十五年大蔵省令第四十四号）の一部を次のように改正する。

第十二条の三第九号に次のように加える。

ニ　商品先物取引法施行規則（平成十七年農林水産省・経済産業省令第三号）第九十八条第一項第一号及び第九十八条の三第一項第一号の規定による信託に係る契約の締結又は当該契約に係る受益者の指定

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○財務省令第四十四号

国債に関する法律（明治三十九年法律第三十四号）第一条第一項の規定に基づき、個人向け国債の発行等に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年六月三十日

財務大臣　野田　佳彦

個人向け国債の発行等に関する省令の一部を改正する省令

個人向け国債の発行等に関する省令（平成十四年財務省令第六十八号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項中「その中途換金に係る買取りが次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める利子支払期」を「当該個人向け国債の第二期利子支払期」に改め、同項各号を削り、同条第五項中「次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める金額」を「当該買取りに係る個人向け国債を買い取る日の直前二期の利子支払期に支払われた利子に相当する金額にそれぞれ百分の八十を乗じて得た額の合計額（当該個人向け国債の第二期利子支払期から第三期利子支払期前までの間に当該個人向け国債を買い取る場合には、その額から、当該個人向け国債に係る受入経過利子に相当する金額を減じて得た額）」に改め、同項各号を削る。

第七条第四項第一号中「当該個人向け国債が前条第一項第一号及び第三号に規定する国債である場合において、」を削り、「個人向け国債を買い取る日の直前の利子支払期」を「個人向け国債の初期利子支払期」に、「次号において同じ。」を「以下この号において同じ。」に、「当該初期利子支払期から当該買い取る日までの期間に対応する部分の利子に相当する金額」を「経過利子に相当する金額」に改め、「及び第三号」を削り、同項第二号を削り、同項第三号中「相当する金額をいう。」の下に「以下この号において同じ。」を加え、「当該買取りに係る個人向け国債の発行日から当該買い取る日までの期間に対応する部分の利子に相当する金額から」を「経過利子に相当する金額から」に改め、同号を同項第二号とする。

附　則

この省令は、平成二十四年四月十五日から施行する。

○財務省令第四十五号

財務省設置法（平成十一年法律第九十五号）第十四条第四項、第十五条第三項及び第五項、第十六条第六項、第十七条第二項、第二十三条第六項及び第八項並びに第二十四条第二項並びに財務省組織令（平成十二年政令第二百五十号）第八十一条第三項、第八十五条第二項及び第九十五条第四項の規定に基づき、並びに同法及び同令を実施するため、財務省組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年六月三十日

財務大臣　野田　佳彦

財務省組織規則の一部を改正する省令

財務省組織規則（平成十三年財務省令第一号）の一部を次のように改正する。

目次中「第二百十五条の二」を「第二百十五条の四」に改める。

第三条の見出し及び第一項中「及び情報管理室」を「、情報管理室及び業務企画室」に改め、同条第十六項を同条第十八項とし、同条第十二項から同条第十五項までを二項ずつ繰り下げ、同条第十一項の次に次の二項を加える。

12　業務企画室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　財務省の行政情報化に関する事務の総合調整に関すること。

二　財務省の行政手続及び訴訟に関する事務の総合調整に関すること。

13　業務企画室に、室長を置く。

第五条見出し中「業務調整室」の下に「及び地方連携推進官」を加え、同条第一項中「業務調整室」の下に「及び地方連携推進官一人」を加え、同条第三項中「十四人」を「十六人」に、「九人」を「十一人」に改め、同条第四項の次に次の一項を加える。

5　地方連携推進官は、命を受けて、地方公共団体等との連携の推進に資する財務局及び沖縄総合事務局の所掌事務の運営に関する企画及び立案並びに調整に関する事務を処理する。

第十条第三項中「四人」を「三人」に改める。

第二十条の見出し及び第一項中「関税分類調査官」を「知的財産調査室並びに関税分類調査官」に、「、認定事業者調整官及び知的財産専門官」を「及び認定事業者調整官」に改め、同条第五項を削り、同条第四項を同条第六項とし、同条第三項を同条第五項とし、同条第二項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2　知的財産調査室は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権、著作隣接権、回路配置利用権若しくは育成者権を侵害する貨物又は不正競争防止法（平成五年法律第四十七号）第二条第一項第一号から第三号までに掲げる行為（これらの号に掲げる不正競争の区分に応じて同法第十九条第一項第一号から第五号までに定める行為を除く。）を組成する貨物（以下「知的財産侵害貨物」という。）に該当するおそれがある貨物に関する調査に関する事務をつかさどる。

3　知的財産調査室に、室長を置く。